

7/19  
赤旗

# 水没エアコン交換 生活保護費で補償

## 厚労省「災害時に支給」と通知

生活保護利用世帯で、西日本を中心とする豪雨のような災害によってエアコン（冷房器具）が壊れた場合、生活保護費からエアコンの買い替え費用が支給されることが18日までに分かりました。日本共産党の田村智子参院議員事務所の問い合わせて厚生労働省が答えたもの。

エアコン本体は上限5万円、これとは別に設置費や壊れたエアコンの撤去費などが「必要最小限度」で生活保護の家具什器費として支給されます。

広島県福山市では日本共産党の河村ひろ子市議が連日、被災者の相談にのり、エアコン購入費の支給を行政に求めてきました。

連日、最高気温が35度ほどの猛暑。数

日前も生活保護で1人暮らしの80代の女性が熱中症になり救急搬送されました。女性は家が床上浸水でボイラーが壊れ入浴もできず、食事ものどを通らず、エアコンも故障していました。

河村市議は「エアコンなしには命が危うい状況。何とか手だてがとれて本当に良かった」と話します。

生活保護利用世帯のエアコンの購入費について厚労省は、7月1日から保護開始時や転居の場合などに限り、生活保護費からの支給を認める通知を出しています。また家具什器費については「災害時」などに限り以前から支給を認めてきました。この取り扱いについて厚労省は「災害時におけるもの」と説明します。